

第五次千葉県障害者計画策定に係る手順

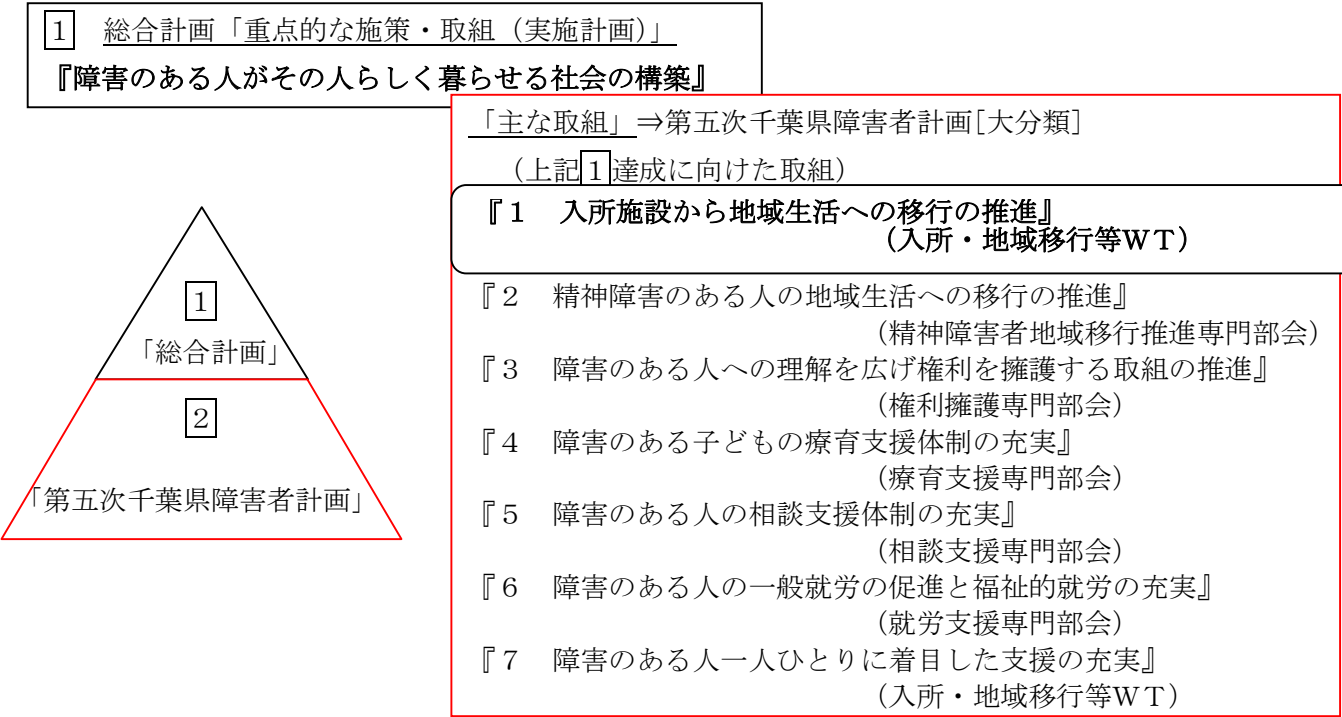
1 県総合計画と第五次千葉県障害者計画との関係

第五次千葉県障害者計画は「総合計画 7つの取組み」を柱に「その他の施策」を加えて策定。

※ 大分類は、総合計画「主な取組み 1～7」+ 8「その他」で構成。

検討・把握した「Ⅰ 現状」、「Ⅱ 課題」を小分類とする。

中分類は、小分類を分類分けしとりまとめたもとし「Ⅲ 成果目標・数値目標等の設定」、「Ⅳ 取組みの方向性」、「Ⅴ 施策・事業等」を検討し、下記のとおりとりまとめる。

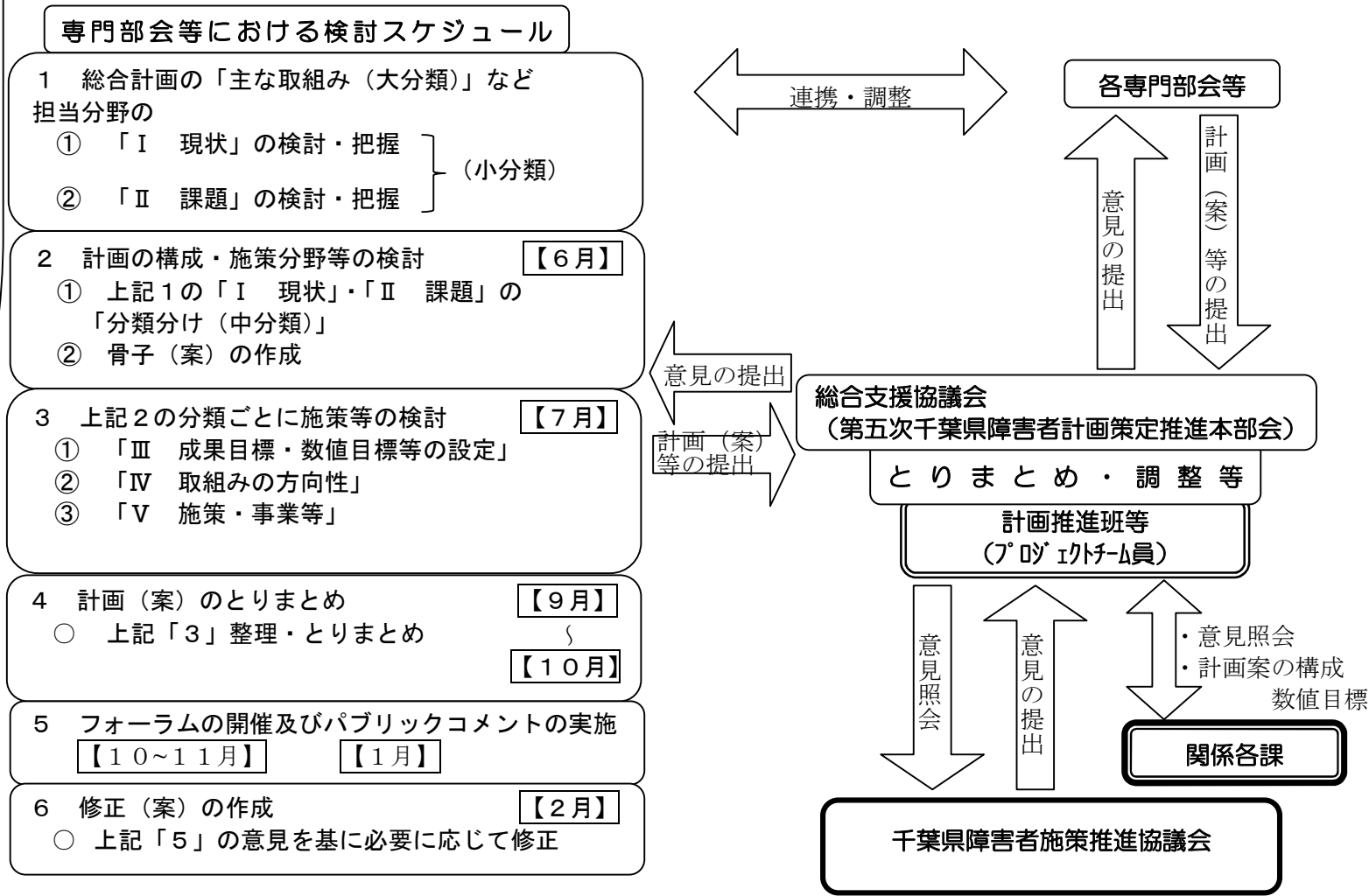


※ 各専門部会が
それぞれ担当

2 専門部会等の役割等

本部会等の開催スケジュールに沿って、

専門部会等を開催（6回程度）下記のとおり計画（案）等を作成する。



2 施策等（数値目標・取組み）の設定⇒第五次千葉障害者計画〔中分類〕
（上記1等達成に向けた取組みを示す）

